

地域内経済循環促進事業

令和2年度宮古市プレミアム商品券ご利用の手引

宮古商工会議所

「令和2年度宮古市プレミアム商品券」をお買い求めいただきありがとうございます。
「令和2年度宮古市プレミアム商品券」（以下「商品券」という。）は次の取り扱いをしていただくこととなります。

（商品券の有効期限）

商品券の**有効期限は令和3年3月31日(水)**です。

期限を過ぎた商品券は利用できませんので、ご注意願います。

（商品券の利用）

お客様が商品券を利用される場合は、この事業に登録された参加店で、商品券に表示された金額を代金のお支払いにご利用いただくものとします。

ただし、次に掲げるものの代金のお支払いにはご利用いただけません。

- ・金券（お米券、ビール券、図書券、ギフト券など）プリペイドカード、切手、収入印紙、官製葉書、宝くじ等の換金性のあるもの
- ・たばこ等、参加店が商品券の利用ができないものとして指定した商品等
- ・買掛金等の決済

また、商品券の利用にあたっては次の点にご注意ください。

- ・商品券は現金との引き換えはいたしません。
- ・商品券の額面に満たない際の釣り銭はお支払いいたしません。

（商品券が利用できない場合）

次の場合の商品券は無効とします。

- ・商品券面に記載のある有効期限を過ぎた場合
- ・商品券が、違法または不正に取得されたものである場合
- ・商品券が、偽造、変造または不正に作成されたものである場合
- ・商品券の変形、破損等が著しい場合
- ・商品券裏面の受領店舗名欄に参加店名の記載がある場合
- ・他の補助金と重複して利用する場合

（参加店との関係）

お客様が商品券をご利用された際、万一、商品またはサービスの取り扱いについて、返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合は、お客様と参加店との間で解決していただきます。

（商品券の紛失等）

商品券の紛失、盗難または滅失等に対して、発行者は一切その責を負いません。

（参加店確認の方法）

のぼり等の掲示がある店舗が参加店です。なお、最新の参加店は宮古商工会議所のホームページ（<http://www.miyacci.or.jp>）で確認できます。

